

# 告示

## 埼玉県告示第三百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	羽生停車場線	埼玉県羽生市中央一丁目一番一地先から 埼玉県羽生市南一丁目四番一地先まで
県道	羽生外野栗橋線	埼玉県羽生市南三丁目一番三〇地先から 埼玉県羽生市中央三丁目一番一三三地先まで